

JCAAW

Japan Commerce Association of Washington, D.C., Inc.
ワシントン日本商工会会報

9月号

2024年 No. 565

目次

- TABLE FOR TWO 世界食料デーキャンペーン
2024: 第10回 “おにぎりで世界を変える
#OnigiriAction”(10/3～11/16).....2
- 【特別寄稿】日本企業の通商ロビイストとしての25
年間 ～トヨタの米国での成長とともに～
Toyota Motor North America 海野 有里.....3
- 広告募集のご案内.....6
- 米国での生活と移民法
第81回「永住権の維持と喪失について」
米国移民法弁護士 石田 砂織.....7
- ワシントン月報(第204回)「30年闘争記 ～ローファ
ームの分裂～ ～我が人生～」
米国特許弁護士 服部 健一.....12
- 今月の書評「ゲット・ザ・ピクチャー」
ポトマック・アソシエーツ 池原 麻里子.....17
- English Rescue by Jennifer
「Language and Culture」.....19
- 編集後記.....21

JCAW Copyright © 2024 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

今月の特集

「TABLE FOR TWO 世界食料デーキャンペーン2024 第10
回“おにぎりで世界を変える#OnigiriAction”(10/3～11/16)」

今年で10年目を迎える「おにぎりアクション」
キャンペーン。ワールドワイドに広がりを見
せ、昨年は44カ国から32万の投稿が集ま
ったそうです。皆さんの投稿によりアメリカとア
フリカの子供たちへの給食の支援に繋が
ります。今年もぜひご参加ください！ P.2



.....

【特別寄稿】日本企業の通商ロビイストとしての25年間 ～ト
ヨタの米国での成長とともに～

Toyota Motor North America 社で長年勤務された海野有里様よ
りご寄稿をいただきました。通商ロビイストとしてご活躍された大変
興味深いエピソードです。お楽しみください。P.3～

連載

「米国での生活と移民法」

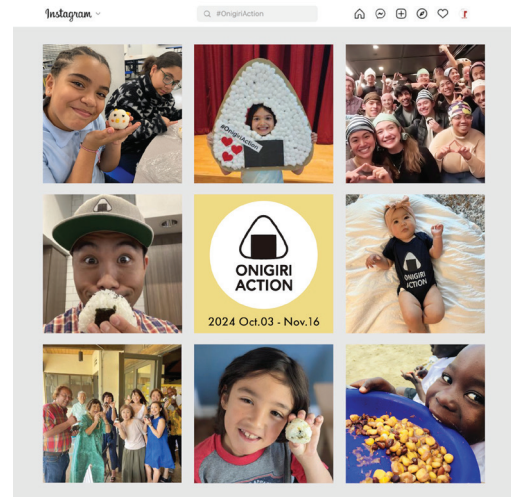
前回は雇用者がスポンサーの際の永住権の条件などをご解説い
ただきました。今月は永住権喪失の原因や、長期不在した場合に
発生する問題点や対処方など、詳しくご執筆いただきました。アメ
リカを長期間離れる際は事前に申請することが賢明のようです。
どうぞお役立ててください。P.7～

TABLE FOR TWO 世界食料デーキャンペーン2024 第10回 “おにぎりで世界を変える #OnigiriAction” (10/3~11/16)

世界の食料問題の解決に取り組むNPO法人のTABLE FOR TWO USA (TFT)は、国連が定めた10月16日「世界食料デー」を記念し10/3-11/16まで、今年で第10回目となります「おにぎりアクション」を開催します。参加者がおにぎりの写真の特設サイトまたはソーシャルメディアに#OnigiriActionを付けて投稿すると、参加者に代わり、協賛団体から写真1枚につき5食分がTFTに寄付され、アフリカ及びアメリカ国内の支援を必要とする子供達に給食5食分が届けられます。

<https://usa.tablefor2.org/onigiri-action> (アメリカ)

<https://onigiri-action.com/en/> (グローバルサイト)



今年度もJCAAWは協賛団体として参加することになり、JCAAWからの寄付により、DCの貧困地区にある小学校に新鮮な野菜やフルーツを使ったヘルシーな学校給食が提供されます。TFTの食育プログラム「和食育」(<https://www.wa-shokuiku.org>)も提供され、子供達がおにぎり・お好み焼き・お弁当などの作り方や「いただきます」「もったいない精神」といった和食文化も学びます。和食は初めてという子供たちが、一口挑戦して美味しい！と喜ぶ姿が多くみられます。

10回目のおにぎりアクションを記念して、全米で1番の具材を選ぶおにぎり総選挙、日米混合大学生おにぎりバトンタッチ企画、全米10のコミュニティーを繋ぐオンラインおにぎりアクションイベントなど楽しい企画も実施予定にしています。昨年はついに全米50州+DCからの写真投稿がありました。今年もDC・メリーランド・バージニアからの投稿お待ちしております。日本のソウルフード「おにぎり」で世界を変えるこの取り組みにぜひご参加いただけますと幸いです。



【特別寄稿】

日本企業の通商ロビイストとしての25年間
～トヨタの米国での成長とともに～

2024年8月30日

Toyota Motor North America

海野 有里

今から25年前、私はトヨタ自動車ワシントン事務所に入社しました。それはトヨタが米国での販売を開始しておよそ40年が経過した時期でした。

今日のようなグローバル経済においては、40年もビジネスを続ければ、その国の経済・産業の一員として認知されるのが普通ですが、私の入社当時は未だ日米貿易摩擦の名残も色濃く残っており、トヨタは米国政府・議会から「外国企業」として完全に「部外者」という扱いでした。

しかしながら、この25年でトヨタの米国での存在感やワシントンでのロビイングの力は大きな飛躍を遂げました。私は8月末をもってトヨタを退職しますが、誌面をお借りして25年を振り返ってみたいと思います。

25年前のトヨタにおけるロビイングの優先課題は、「米国での現地化」という事実をしっかりと認知してもらうことでした。「輸入企業」ではなく、米国内で車両を生産し雇用を創出する「米国経済・社会の一員」になったという事実です。ロビイングのスタイルとしては、波風を立てることなく、貿易摩擦の再燃を招かないように慎重に活動することでした。

「米国経済・社会の一員」というメッセージなので、トヨタのロビイストは全員米国人を起用していました。既に米国内にいくつかの工場を設立し、着実に現地化を進めていましたが、「部外者」イメージが強く、米国政府や議員とアポを取ることは簡単ではありませんでした。

25年前の私自身は、当時はロビイストではなく通商政策担当のスペシャリストでした。学生時代には経験のために下院議員事務所でインターンをしたこともありましたが、ロビイングという業務に魅力を感じることなく、政策の調査・分析という仕事に従事していました。

転機となったのは2011年です。リーマンショック後の2010年の大規模リコールの政治問題化という危機的な状況を経て、トヨタがワシントン事務所を刷新し、新たなトップを雇い入れたタイミングです。彼が「普通はどの企業も通商政策のロビイングは通商政策のスペシャリストが担当しているが、なぜ当社は違うのか」と疑問を呈したのです。

しかし、トヨタのロビイングの優先テーマは「輸入企業」から「米国経済・社会の一員」へとイメージを変えることでしたので、日本人の顔を持ったメンバーはロビイングをしないのが暗黙のルールでした。しかし、新しいトップは「議会では誰もがトヨタの本社は日本だと知っており、それを隠すことに意味はない」と断言。その一言で、私は通商政策分析をするだけでなくロビイングもすることになりました。

私の入社当初は、トヨタのロビイストは政策変更を察知して、いち早く社内に情報を共有するのが主な仕事でした。立法後には新しいルールに事業活動を合わせるという極めて受動的なロビイングでした。それが徐々に本来のロビイングへと変化するようになりました。

理想的なロビイングとは、法案の作成過程にロビイストが関与し、その内容を議員スタッフと協業で修正していくことです。また、自社のビジネスにとって有利な法案は可決に向けて議員を説得し、他方で不利になるような法案は可決阻止に動きます。立法後はルールメイキングを行う官庁に対しより現実的なルールメイキングを働きかけます。

ここでは、受動的だったトヨタの通商関連のロビイングが、能動的に働きかける本来のロビイングへとシフトする契機となった事例をいくつかご紹介したいと思います。

一つ目の事例は、関税払い戻し(ドローバック)に関する政策変更成功したことです。ドローバックとは、米国に一度輸入された物品が米国から輸出される場合に、輸入時に支払った関税が払い戻される仕組みです。例えば、輸入した自動車部品を使って米国で生産された自動車輸出の際に、その部品に支払った関税が戻ってくるのですが、当時の米国政府は、輸出先が米国の自由貿易協定(FTA)締結国である場合は輸出と見なさず、関税の払い戻しの対象外としていました。

2003年に、米国政府は同政策に関する意見募集を行いました。「FTA締結国への輸出もドローバックの対象に」というトヨタの要望を伝えるチャンスだと私は考えました。しかし、当時のトヨタワシントン事務所は「そのような意見を我々が提出したところで相手にされない」と大変消極的でした。私は、この機を逃がすべきではないと何度も社内で交渉を続け、なんとか意見書提出に漕ぎ着けました。

結果として、自動車メーカーで意見を提出したのはトヨタだけであり、デトロイト3(GM フォード、クライスラー)も反対せず、トヨタの意見書がそのまま政策に反映されることとなりました。その後、米国が合意したFTAではFTA加盟国(USMCAは除く)への輸出もドローバック対象となり、トヨタをはじめ製造業界のコスト削減に繋がりました。

二つ目の事例は、米韓FTAを活用した米国から韓国への輸出において、米国政府と連携して動いたことです。

合意発足後、トヨタの米国生産における現地調達率は高水準であるにもかかわらず、韓国政府は「米国製のトヨタ車は米韓FTAの原産地規則に反する」と主張しました。

同FTAは、UAW(自動車労組)とデトロイト3の反対を押し切って発足されたものですが、当時のオバマ大統領は「5年間で米国の輸出を2倍にする」という目標を掲げていました。トヨタの米国から韓国への輸出台数は業界最多であったので、米国企業として米国政府の協力を求めるべきと考えた私は米国政府担当者とは毎日のように意見交換し、事態の収束に成功しました。

三つ目の事例は、米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)の交渉です。当時米国政府は通商交渉の際、米国に本社がある企業の意見しか聞かない方針であったため、交渉開始当初トヨタは議論に参加させてもらえない状況でした。

当時トヨタは、米国、メキシコ、カナダの三か国に14工場を持ち、USMCAの前身であるNAFTAの枠組みを前提としたオペレーションをしていました。したがって、USMCAがトヨタにとって不利な内容で合意されれば、その影響は多大なものとなることが想定され、交渉をただ傍観するというのはあり得ないことでした。

そこで、三か国のトヨタの渉外機能による連携を強化し、カナダとメキシコの両政府に対して、トヨタの交渉参加は当然であるとアピールしました。トヨタはカナダでは国内最大の自動車生産者であり、メキシコではピックアップトラック生産の本格投資を決めた時期でした。

カナダとメキシコでのプレゼンスを最大限活用することで、カナダ政府が「トヨタ抜きで自動車分野の話は進められない」と主張し、それをメキシコ政府が後押しする形で、トヨタも交渉に参加することができました。

振り返ってみると、私自身の力というよりも、トヨタの米国事業の拡大、ワシントン事務所の機能の進化に応じて、私に関わった通商分野でのロビイング業務がこの25年で大きく変化を遂げたと言えます。

他社のロビイストの皆さんと協力しながら一緒に戦うことで、多忙ながらも充実した素晴らしい日々を送ることができました。今後もトヨタを含む日本企業のワシントンでの更なるプレゼンス拡大を願いつつ、外からではありますが引き続き観戦したいと思います。25年間、ありがとうございました。

以上



**INTERNATIONAL
MOVING SERVICE**



お荷物の多い方! 時間のない方!
面倒なお引越は全てまかせて
ら〜くら〜!



安心

引越 海外パック

箱に入らない家具や
自転車なども送りたい、だけど安く
済ませたい! そんな方へ



**丁度
いい**

ベーシックプラン

定形の箱に入るお荷物だけ
ご自身で梱包をして節約!
すぐに必要ではない
お荷物は船便で割安に



節約

単身プランSea

定形の箱に入るお荷物だけ
ご自身で梱包をされる方
必要な荷物を
最短の所要日数でお届け



早い

単身プランAir

各サービスの詳細はウェブサイトにてご覧いただけます!

www.yamatoamerica.com/cs/

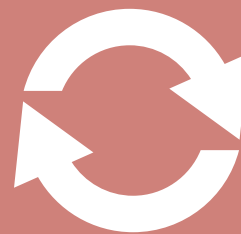


フリーダイヤル 5 4 5 6 5 8
1-866-5-KIKOKU

日本以外の世界中へのお引越・米国内のお引越も!

米国ヤマト運輸 ワシントンDC支店
22930 Quicksilver Drive, Unit 115
Dulles VA, 20166
Phone: (703) 661-3501
Email: wasoperat@yamatoamerica.com

登録情報の ご確認、更新をお忘れなく



法人会員、個人会員ともにご登録情報（会員名、電話番号、メールアドレスなど）にご変更がある場合は、お気軽に事務局までメール（office@jcaaw.org）にてご連絡ください。

会報やその他の情報がタイムリーにお手元に届きますよう、登録情報の更新にご協力ください!

会報やその他の情報がタイムリーにお手元に届きますよう、登録情報の更新にご協力ください!

広告募集のご案内

JCAW会報に広告を掲載しませんか？



広告のイメージ図

JCAWでは、広告掲載の申し込みを承っております。JCAWは500名以上の会員からなり、ワシントン地域の日本人社会に広く浸透しています。

是非、貴社の広告や宣伝にJCAW会報をご利用下さい。

会報の広告にリンクを設定する事により、クリック1回で、貴社のウェブサイトやEメールアドレスにアクセスすることができます。年間契約でさらにお得になります。

JCAWウェブサイトのトップページには、バナー掲載など、各種オプションを取り揃えております。

詳しくは、JCAW事務局までお問い合わせ下さい。



ウェブサイトのバナーのイメージ図

料金体系（2024年1月からのレート）

広告掲載先	サイズ	商工会会員		非会員	
		月料金	年料金	月料金	年料金
会報※1	1/4ページ	\$55	\$495	\$80	\$720
	1/2ページ	\$110	\$990	\$135	\$1,220
	1ページ	\$220	\$1,980	\$265	\$2,385
ウェブサイト※2	200px X 33px	なし	\$330	なし	\$825

※1 会報広告 原稿制作費は当広告掲載料金に含まれません。原稿は広告主様にて手配願います。1年（1月～12月）契約で1回割り引となります。（会報は年10回発行）

※2 ウェブサイトのバナーは年間契約（1月～12月）のみとさせていただきます。（バナー作成を依頼する場合は、別途\$50～対応いたします。お気軽にご相談ください。）

お問い合わせ先

Japan Commerce Association of Washington, D.C., Inc.
1819 L Street N.W., Suite 410, Washington, D.C. 20036
TEL: 202-463-3947 FAX: 202-463-3948
Email: office@jcaaw.org URL: www.jcaaw.org

米国での生活と移民法

第81回「永住権の維持と喪失について」¹⁾

米国移民法弁護士 石田 砂織

前回は、雇用者がスポンサーとなって申請する永住権の条件等のお話をしました。今回は、アメリカ永住権の維持の条件、また、万が一、アメリカを長期間不在にし、永住権維持の条件を満たせない場合の対処法、アメリカに再入国する際に考えられるシナリオについてお話しします。

<アメリカの永住権とは>

まず、アメリカの永住権を持つ場合は、どのような意味を持ち、永住権所持者はどのような義務を持つのでしょうか？ アメリカの永住権(グリーンカード)は、アメリカで永住し、制限なくアメリカ国内で就労できる権利を指します。アメリカの市民とは異なり選挙権はないものの、永住権所持者は、大半自由にアメリカ国内で生活できます。

アメリカの永住権は、アメリカ国内で生活の基盤を築くことを条件に、与えられる権利ですので、永住権を申請する前に、将来的に、アメリカで生活を続けていく事を決心する必要があります。時々、勤務先や、住所などを日本に維持するが、「今後、アメリカの入国に便利なら永住権を取りたい」と言う方が見受けられますが、永住権はこのような軽率な考えで取得するものではありません。逆に、永住権を取得しても、その後アメリカに生活を維持しないため永住権を喪失した場合は、ESTAが却下されるなど、アメリカに入国する事が返って不便になる場合もありますので、気をつけましょう。

<永住権の喪失となる原因>

永住権は、市民権とは異なることから、永住権所持者としての条件を維持していないと、永住権を喪失し、場合によっては日本に送還される場合もあります。永住権をしっかりと維持するには、以下の点に気をつけましょう。

1) 犯罪、違法行為: 永住権取得後、犯罪を犯し、有罪判決となった場合は、アメリカ政府より、永住権を無効とされてしまいます。犯した違法行為が永住権喪失につながるかどうかは、犯罪の種類、実刑判決の有無により判断されます。特に、薬物関係の違法行為、暴力を伴う犯罪、虚偽を伴う犯罪、司法妨害などは、永住権喪失になる可能性が十分あるでしょう。

1 本文に書かれている情報は、執筆時点のもので、その後の法改正 などは反映しておりません。また、本文の内容は具体的な個別事案に関して法的なアドバイスをするものではありません。

2) 税金: アメリカの永住権を取ると、必ずアメリカ居住者 (Resident) としてタックスリターンを提出する必要があります。何らかの理由で非居住者 (Non-Resident) としてタックスリターンを提出すると、移民法上、永住権を破棄したとみなされますので、注意が必要です。²

3) 永住権更新書類の未提出 (条件付きの永住権を持つ場合): 初めて取った永住権が条件付きの場合は、2年間で永住権が失効します。永住権の失効を防ぐには、移民法上指定された期間以内に永住権更新の申請書類の提出をする必要があります。例えば、アメリカ国籍を持つ者と結婚後2年間以内に永住権を取った場合や、投資を通して永住権を取った場合は、2年間有効の条件付きの永住権 (Conditional Legal Permanent Residence) が発行されます。このような場合、グリーンカードの切れる90日以内に必要な申請書類 (I-751, I-829) を提出する必要があります。

4) アメリカ国内から長期不在: 一般的に、6ヶ月以上アメリカを不在にする場合や、一度の不在期間は少なくとも頻度が多い場合は永住権を破棄したと見なされる場合があります。

< 永住権の維持と長期不在 >

上記にある永住権喪失の原因の中で、最近多く見受けられるようになったのは、最後にある、アメリカからの長期間不在が原因で永住権を喪失してしまうケースです。アメリカから一度に6ヶ月以上不在になる場合は、アメリカに再入国する際に問題がある場合があります。これは、一年の内6ヶ月アメリカを不在すると、永住権を放棄したと見なされ、証拠書類などを通して永住権を維持していることを証明する必要があるためです。³

さらに、アメリカから1年以上不在すると、グリーンカードは無効となり、永住権を放棄したと見なされ、アメリカ国外退去の対象となってしまいます。⁴

上記の例外として、アメリカ連邦政府の職員や軍職員が仕事の関係でアメリカ国外に長期滞在している場合、永住権を持つその配偶者と子供は、1年以上アメリカ国外に滞在していても、再度入国することが可能です。⁵ また、このような場合は、永住権を放棄したとは見なされません。

2 8CFR 316.5(c)(2) "An applicant who is a lawfully admitted permanent resident of the United States, but who voluntarily claims nonresident alien status to qualify for special exemptions from income tax liability, or fails to file either federal or state income tax returns because he or she considers himself or herself to be a nonresident alien, raises a rebuttable presumption that the applicant has relinquished the privileges of permanent resident status in the United States."

3 8CFR 316.5(c)(1)(i) "Absences from the United States for continuous periods of between six (6) months and one (1) year during the periods for which continuous residence is required under § 316.2 (a)(3) and (a)(6) shall disrupt the continuity of such residence for purposes of this part unless the applicant can establish otherwise to the satisfaction of the Service. This finding remains valid even if the applicant did not apply for or otherwise request a nonresident classification for tax purposes, did not document an abandonment of lawful permanent resident status, and is still considered a lawful permanent resident under immigration laws..."

4 8CFR 211.1(a)(2) 及び、*Diosa-Ortiz V. Ashcroft*, 334 F Supp. 2d 27 (D. Mass. 2004) – LPR believed by mistake that a "notice to deliver alien" was a final order of deportation, left the US for more than 1 year and found abandoned LPR status.

5 8CFR 211.1 (a)(6) "A [Form I-551](#), whether or not expired, presented by a civilian or military employee of the [United States](#) Government who was outside the [United States](#) pursuant to official orders, or by the spouse or child of such employee who resided abroad while the employee or serviceperson was on overseas duty and who

アメリカから長期不在する前に

何らかの理由で6ヶ月以上アメリカを不在にする必要がある方は、アメリカ出国前にReentry Permitと呼ばれる再入国許可書を申請する事をお勧めいたします。再入国許可書は通常2年間有効で、更新が可能です。再入国許可書を持っている場合は、長期不在後、アメリカに再入国する際、アメリカの不在期間が長いことのみが原因で永住権を破棄したと判断される事はありません。入国するには有効な再入国許可書とグリーンカードが必要です。再入国許可書は通常2年間有効で、2年以上アメリカ国外に住む場合は、更新が可能です。

また、雇用が理由で、アメリカから長期不在しなくてはならないが、将来アメリカ市民権を申請することを考えている方は、下記条件を満たせば、再入国許可書に加えて、[N-470](#)と呼ばれる書類を提出することができます。アメリカ市民権の申請には、一定期間永住権を持ちアメリカに在住することが必要ですが、N-470を提出することで、アメリカを不在にしていた期間も、法律上アメリカに在住していたかのように扱われるため、後々の市民権申請に役に立ちます。

- 永住権を獲得してから最低1年以上、継続してアメリカに在住した経歴があること。
- 下記の雇用先に属し、海外に1年以上転勤になる場合。
 - アメリカ政府に属し、海外に派遣される場合
 - 移民局に認められている、[アメリカの研究機関](#)（殆どが大学に属する研究機関）に属し、海外に派遣される場合
 - 世銀、国連などの国際機関に属し、海外に派遣される場合（永住権所得後に国際機関で就職を始めた場合のみ）
 - アメリカ合衆国の貿易、通商を拡張することに係わるアメリカ国籍会社またはその子会社
 - アメリカ国籍会社、またその子会社で働き、海外に転勤後アメリカの貿易、通商の拡張に携わる仕事に就く場合
 - 宗教関係者—アメリカで認められている宗教法人、宗派より聖職者として海外に派遣される場合

1年以上の長期不在後アメリカに再入国する方法

もし万が一、再入国許可書を取らず、アメリカ国外に1年以上いた場合、永住権を維持する方法はあるのでしょうか？ これには二つの方法が考えられます。一つ目は、在日大使館より、帰国居住者(Returning Resident)ビザとなるSB-1ビザを申請することです。SB-1ビザを申請するには、アメリカを長期不在にした原因が、自身では防ぐことができない事であることの説明、またアメリカ国内に家族、住処、仕事など、アメリカでの生活との繋がりを維持していることを証明する書類などが必要となります。SB-1ビザが無事に発行されると、永住権所持者として、アメリカに再入国することが可能です。

例えば、コロナウイルスに感染した家族の面倒を見るため、日本に長期間滞在しなくてはならない場合や、短期滞在する予定だったが、事故などに遭い日本から出国できなかった場合など、や

is preceding, accompanying or following to join within 4 months the employee, returning to the [United States;](#)”

むを得ない理由で1年以上アメリカから離れてしまった、という場合は、SB-1ビザを申請しても良いかもしれません。問題は、SB-1ビザの申請手続きに数ヶ月かかるなど、時間を要すること。さらに、初回に永住権を申請した時のように証拠書類や、申請書類の作成など労力を要し、大使館での面接も必要となります。

二つ目の方法としては、持っているグリーンカードを使って、アメリカ再入国を試みる事です。上記の説明にあるよう、グリーンカードに書かれている有効期限が切れていなくても、1年以上アメリカを不在した場合は、グリーンカードが法律上無効となってしまうので、着陸後、入管で問題が発生してしまう事は避けられません。ただし、入管審査で永住権を放棄していない旨の説明をし、証拠書類を提示することは可能です。

まず、一つ目のハードルは、アメリカ出国後1年以上経過している場合は、航空会社よりアメリカ行きの航空券がキャンセルされる、または飛行機の搭乗を拒否されてしまう場合がある事です。⁶

このような場合は、航空会社にCustoms and Border Protection (CBP)のRegional Carrier Liaison Group (RCLG)問い合わせをもらうよう依頼し、アメリカ行きの便に搭乗が可能かの確認をすることができます。RCLGはCBPの一部ですが、あくまでも航空会社の問い合わせのみを受け付けているので、渡航者本人や弁護士が直接連絡することができません。航空会社にRCLGに連絡してもらう際、米国の居住を維持していること、長期滞在が自身のコントロールを超える理由であること、また過去にキャンセルされた航空券の予約など、米国の居住地に戻るための過去の試みを示す情報を提供すると良いかもしれません。できるだけ、文書化にして証拠書類とともに永住権の資格を維持している旨説明すると良いでしょう。

ちなみに、航空会社が永住権所持者を搭乗させる際の必要書類の確認の案内は[CBPのウェブページ](#)よりアクセスできます。(RCLGの連絡先も書かれています。)この案内に書かれているよう、10年間の有効期限のあるグリーンカードをお持ちの方は、たとえグリーンカードが失効していても入国が可能ですが、できれば、グリーンカード更新申請の受理通知を持って入国されると良いでしょう。

さて、無事にアメリカ行きの飛行機に搭乗し、入管審査までのたどり着いた後の手続きの可能性としては下記のように幾つか挙げられます。まず、運良く、話に耳を傾けてくれる入国管理局の審査官に当たれば、1年以上アメリカを不在にした理由は、自分ではコントロールできなかった事を説明し、アメリカでの雇用先や住所を維持し、家族もアメリカで待っている事を説明する事で、入国管理局の審査官の任意で永住者として再入国させてくれる場合もあります。あるいは、仮入国(parole)という形で、一時的に永住権所持者としての入国を許され、一定の期間(通常2週間から30日)以内に、永住権を維持していることを証明する書類を空港にある点検場(deferred inspection site)にて改めて提出せよと言われる場合もあるかもしれません。後日、必要な書類を提出できない場合、もしくは提出しても入管審査官により永住権を放棄したと判断されれば、国外退去の対象となります。

⁶ 8 CFR 211.3 “An immigrant visa, reentry permit, refugee travel document, or a permanent resident card shall be regarded as unexpired if the rightful holder embarked or enplaned before the expiration of his or her immigrant visa, reentry permit, or refugee travel document, or with respect to a permanent resident card, before the first anniversary of the date on which he or she departed from the United States ...”

今月の書評

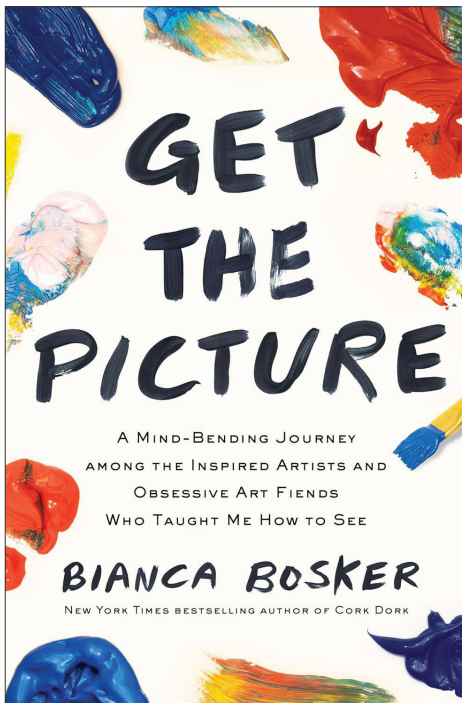
なぜ特定のアーティストが有名になるのか

従来の「美」という概念とは異なる基準がある

「ゲット・ザ・ピクチャー」

ビアンカ・ボスカー

ポトマック・アソシエーツ 池原 麻里子



「ゲット・ザ・ピクチャー」
ビアンカ・ボスカー
(ペンギン・ランダム・ハウス)

著者はアトランティック誌などのライターで、「コーク・ドーク」というソムリエに関する著書は、ニューヨーク・タイムズ紙ベストセラーとなった。本書はコンテンポラリー・アートの世界に突入して描いた力作だ。

NYに在住する著者は、ギャラリスト、コレクター、キュレーター、アーティストといったアートに生きる人たちと接触。自ら画廊やアーティストのアシスタントになったり、美術館の警備員になり、現代アートとは何か、「美」とは何かを探索した。

現代アートではないが、本書読書中にたまたま観たドキュメンタリー映画では、ロンドンのナショナル・ギャラリーでそのスタッフや有名人、一般客が好きな絵画を1点選び、その理由を説明していた。祖母が大好きだったドガの「踊り子」を自分も好きだと選んだ女性。有名画廊で働くユージェニー王妃は、第二児を出産したばかりで、幼子イエスを抱く聖母マリアの絵に同感を覚えた。モンティ・パイソンのアニメ担当だったテリー・ギリアムは、ブロンズイーノの『愛の寓意』に描かれたキューピッドの足の下に鳩がいることから、彼のアニメに良く描かれていたなんでも踏みつける足を発想した。何が観る人を魅了し、感動させるかは千差万別で興味深い。

さて、無数のアーティストが存在する現代において、何が優れている作品で、なぜ特定のアーティストが有名になるのか。そこには、従来の「美」という概念とは異なる基準がある。成功する人は極少数でも、アーティストたちはアートを制作しなくてはならない衝動に駆られ、制作し続ける。

何がアートなのかを探るために、筆者はアート界に侵入しようとするのだが、そこは秘密結社のように障壁が高い。ライターに裏を暴露されるのが嫌なのだ。ようやく新人の作品を扱う画廊のアシスタントにしてもらおう。オーナーはお金に困らない恵まれた環境にあり、絵が売れなくても生活には困らないが、将来有望なアーティストを見出す才能は定評がある。この画廊では現代美術作品の観方を学んだ。

次に働いた画廊ではアート・バーゼル・マイアミのブースに同行し、苦労した後、やっと作品を売ることができた。セールス・トークを習得したのだ。マイアミでは有名なコレクターたちの大邸宅のパーティーに参加するチャンスも得た。どの家に行っても、同じ作家たちの作品に遭遇する。そう、彼らは同じホットなアーティストを収集することで安心感を得るのだ。

アーティストのアシスタントとして密着した時には、日常のふとした風景や物に「美」を見出す審美眼を学んだ。また色や描き方のこだわりも知った。灰色を塗るのに、黒と白だけでなく、ほかの色を混ぜて自分の求めている灰色を追求し続けたのだ。

グッゲンハイム美術館の警備員として働いた時には、一か所を40分担当するため、そこにある美術品をとことん眺め続けるチャンスを得た。最初は退屈で苦痛だったのが、だんだんと細かい点までに目が行くようになる。

著者は画廊やコレクターにもヒエラルキーがあることも学んだ。画廊は、自分のアーティストがホイットニー美術館のビエンナーレに入展すれば大成功。そして、コレクターがどこかの美術館の理事だと、収集作品が寄贈される可能性大。多数の画廊のオープニングは、コレクター、キュレーターや評論家にとって、誰がホットか情報交換の場なのだった。

(New Leader 2024年7月号)

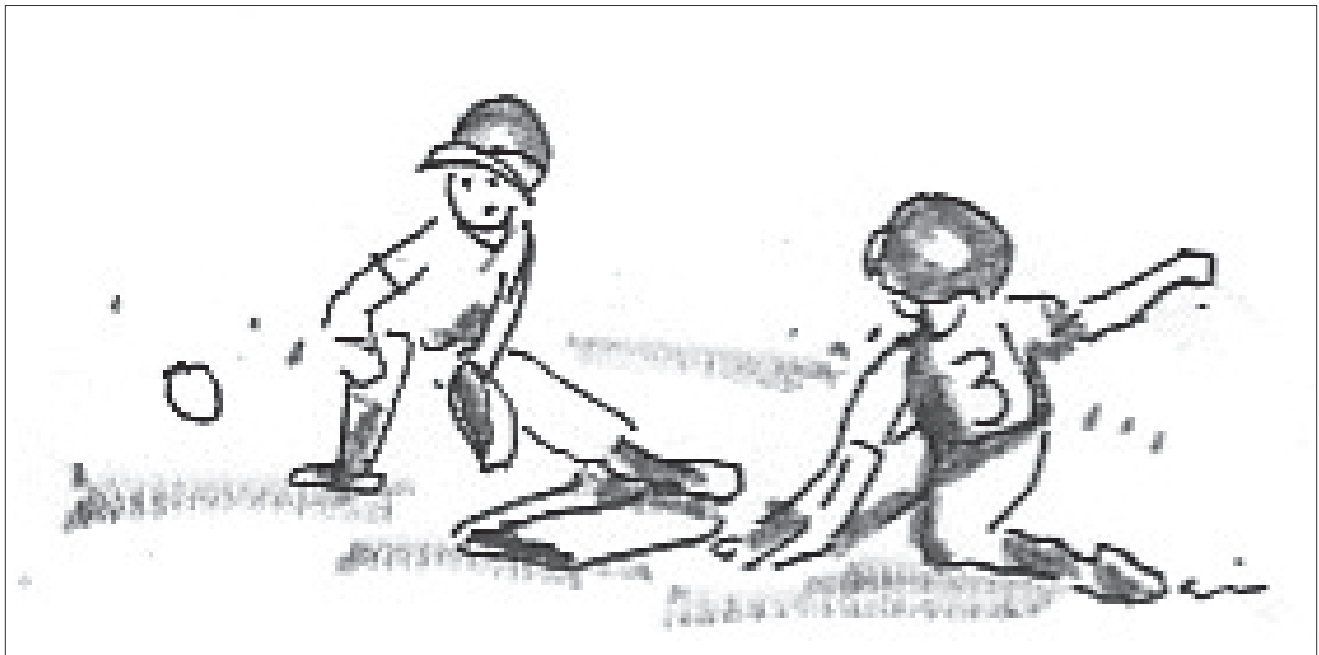


Illustration by Emi Kikuchi

English Rescue by Jennifer : 「Language and Culture」

ジェニファー・スワンソン

Hot Topics – American sports: Lacrosse

With the excitement of Super Bowl LVIII and the thrilling news that Shohei Ohtani signed with my hometown Dodgers, I decided to focus on popular sports in 2024. But first, a quick note: in case you are new to this JCAW column, in the past few years, I have spotlighted famous American speeches, poems, podcasts, and more. Back issues can be found on the JCAW website.

Sports play a crucial role in American culture. From January, we have focused on spectator sports, but for this summer edition, I wanted to highlight one of the most popular high school and college sports – lacrosse.

History: Lacrosse is one of the oldest team sports in North America, with its origins in Native American cultures dating back to as early as the 12th century. Originally played by tribes across the continent, particularly in the Great Lakes and Southeastern regions, it was called different names like “baggataway” and “the Creator’s Game.” The sport was used for both recreational purposes and as a way to resolve conflicts, often involving hundreds of players on fields miles long. In the 17th century, French settlers named it “lacrosse” because the stick resembled a bishop’s crosier. Today, lacrosse has evolved into a popular modern sport, particularly in Canada and the United States.



Getty images

Rules: Lacrosse is played with two teams, each aiming to score by shooting a small rubber ball into the opponent’s goal using a lacrosse stick, which has a netted pocket. A game typically consists of four quarters, with each team having 10 players on the field in men’s lacrosse (goalie, defensemen, midfielders, and attackmen) or 12 players in women’s lacrosse. Players can pass, catch, and run with the ball, but physical contact is more limited in women’s lacrosse. Defenders try to stop attackers by checking their sticks or using body checks in men’s lacrosse. The team with the most goals at the end of the game wins.

Why is lacrosse so popular? Lacrosse is popular at the high school and college levels for several reasons. First, it's a fast-paced and exciting sport that combines elements of basketball, soccer, and hockey, making it appealing to athletes from various sports backgrounds. Its physicality and high-scoring nature keep games dynamic and engaging. Lacrosse also fosters teamwork, strategy, and skill development, which resonate well with young athletes. Additionally, many schools have embraced lacrosse as a growing sport, offering opportunities for students to participate, compete for scholarships, and pursue athletic careers at the college level. Its community and culture further contribute to its rising popularity.

Lacrosse is popular in both men's and women's sports, but there are notable differences between the two. Historically, lacrosse was played primarily by men, and men's lacrosse tends to involve more physical contact, including body checking. However, women's lacrosse has grown significantly in recent years and is equally popular, particularly at the high school and college levels. Women's lacrosse has different rules that limit physical contact, focusing more on finesse, speed, and strategy. Both versions of the sport are widely played and have strong followings, so it's not exclusively more of a men's or women's game—it appeals to both genders, though the styles of play differ.



<https://www.usalacrosse.com/news-media-blog/usa-lacrosse-names-final-roster-u21-mens-world-championship>

The International Olympic Committee granted provisional status to World Lacrosse in 2018 and was later approved to be included in the 2028 Olympics in Los Angeles. It will be played in the lacrosse sixes format.

- <https://www.history.com/news/lacrosse-origins-native-americans>
- <https://www.usalacrosse.com/magazine/national-teams/usa-men/new-pinnacle-lacrosse-olympic-movement-and-la28>
- <https://youtu.be/YXO1IPc3p38?si=Y9JU0NCP1BSeg4B>



～Jennifer Swanson プロフィール～

日本にて7年在住中に、高校英語教師の経歴を持ち、日本企業でも働いた経験を生かし、現在は米国大学講師、日米協会講師、在米日本人に英語レッスンの他、米国人に日本語も教える。日米でのさまざまな経験を基に、“頻出テーマで はじめてのTOEFLテスト 完全攻略”(高橋書店: Jennifer Swanson/四軒家 忍 (著))を出版、多方面から楽しい英語レッスンを展開しています。

jenniferswanson.org



9月号 編集後記

今週(9/9週)から議会が再開したこともあり、久しぶりに朝の通勤ラッシュに遭遇し、実質的に夏休みが終わったことを実感します。日本では相変わらずの猛暑が続いているようですが、当地では気温も下がり、過ごし易い気候になりましたね。

米国は大統領選挙一色ですね。9/10の討論会を経て、選挙当日まで8週間を切りました。先日の両党の党大会は大変な盛り上がりを見せていました。同時に我が国においても、自民党総裁選を控え、国の新しいリーダーが誰になるのか、大事な局面を迎えています。米国の大統領選挙戦の国民を挙げての盛り上がり比べると、日本の政局への国民の関心がそれほどでもないと感じられるのは選挙制度の違いだけによるものでしょうか。

来年以降の米国新政権の顔ぶれや政策が日本や日本企業に及ぼす影響は極めて大きいので、会員の皆様も目が離せない多忙な時期が続くと思います。ご多忙の中ではありますが、商工会の活動へのご関心やご参画を引き続きお願いしたいと思います。

岡崎・岡本

会報に関するお問い合わせにつきましては、[JCAW事務局](#)までご連絡ください。
